

バイオマスマーク事業実施細則

一般社団法人日本有機資源協会

2024（令和6）年1月1日改定

2022（令和4）年3月19日改定

2019（令和元）年9月1日改定

2012（平成24）年4月1日改定

2006（平成18）年8月1日施行

2006（平成18）年6月28日制定

第1 目的

このバイオマスマーク事業実施細則（以下、「細則」といいます。）は「バイオマスマーク事業実施要領」（以下、「要領」といいます。）に基づき、バイオマスマークの認定を受けようとする事業者の申請に当たって必要となる事項を定めるものです。

なお、用語は、要領に従うものとします。

第2 バイオマスマークの認定手続

バイオマスマークの認定申請から認定及び使用までの手続きは以下のとおりです。

- ① バイオマスマークの認定申請書提出
- ② 事務局による認定申請書類事前確認
- ③ 審査委員会による審査
- ④ 申請商品のバイオマスマーク認定
- ⑤ バイオマスマーク使用契約の締結
- ⑥ 認定番号とバイオマスマークの供与
- ⑦ バイオマスマーク認定商品へのバイオマスマーク使用

第3 申請者

- 1 バイオマスマークの使用を申請する者（以下、「申請者」といいます。）は、要領第4に規定する商品を扱う事業者とします。
- 2 製造及び委託発注等に関わらない事業者や輸入取扱事業者（外国企業の支店、

代理店等を含む)が申請する場合は、当該申請を行うことの承諾書を製造事業者から得てください。(下記「第4 2 (4)」参照)

第4 バイオマスマーク認定申請方法

- 1 申請者は、別添1「バイオマスマーク認定申請書類作成にあたっての留意事項」を参照し、様式1～3(以下、「認定申請書」といいます。)と、下記2で定める添付書類(以下、まとめて「認定申請書類」といいます。)を申請1件ごとに、下記住所へ郵送または持参にて提出し、第16に定めるバイオマスマーク認定審査料を納付してください。なお、認定申請書は日本語、添付書類は日本語または英語で記載されたもの以外は受理できません。

〒104-0033 東京都中央区新川 2-6-16 馬事畜産会館 301 号室 一般社団法人日本有機資源協会 バイオマスマーク事業事務局 TEL 03-3297-5618 FAX 03-3297-5619
--

また、バイオマスに由来する原材料が同一成分で同一目的に使用する場合は、サイズ違いやデザイン違いのものはまとめて1件として申請できますが、要領第5に示すバイオマス度の数値(10から5刻みで100まで)が異なるものはそれぞれ1件ごとの申請が必要です。

使用契約を締結しているバイオマスマーク認定商品を併用して商品を構成する場合は、別添3「バイオマスマーク認定商品の併用に係る手引」により運用します。

2 添付書類

審査に必要な下記の書類を認定申請書の添付書類とします。添付書類の書式は自由です。なお、必要に応じ認定申請書の記載内容を補足説明する資料を提出してください。

- (1) 構成原料ごとの性状や安全性、取扱いに関する資料
- (2) 特別な機能を表示する場合は、その機能を証明する資料
- (3) 品質及び安全性が、関連する法規、基準、規格等に合致していることを証明する資料
- (4) 自社製品以外の商品を申請する場合は、製造事業者の申請承諾書等

第5 認定審査

- 1 申請商品について、事務局は認定申請書類の事前確認を行います。
- 2 事務局による事前確認を経た申請は、審査委員会により、バイオマスマーク認定商品としての認定の可否を審査します。
- 3 事務局は、認定審査上必要がある場合には、申請者に追加資料の提出を求めることがあります。追加資料の提出を求めてから3ヶ月以上経過しても提出がない場合は、審査の継続が困難であると判断し、申請を取り消すことがあります。その場合、納付されたバイオマスマーク認定審査料は返却しません。

第6 審査結果の通知

認定審査の結果は、事務局から申請者に通知します。

第7 バイオマスマーク使用契約の締結

認定通知を受けた申請者（以下、「認定事業者」といいます。）は、バイオマスマーク使用のために、バイオマスマーク使用契約を締結することができます。使用契約を締結した認定事業者（以下、「使用契約者」といいます。）は、契約締結時に第16に定めるバイオマスマーク使用料を、事務局の請求に基づき1ヶ月以内に第16に記載の指定口座に納付してください。

第8 バイオマスマークの使用

- 1 事務局は使用契約者からのバイオマスマーク使用料の納付を確認後、バイオマスマークのデータと認定証を使用契約者へ送付します。
- 2 使用契約者は、契約の対象であるバイオマスマーク認定商品に限りバイオマスマークを使用できます。なお、バイオマスマークの使用方法は、別添2「バイオマスマーク使用の手引」によります。
- 3 使用契約者は、そのバイオマスマーク認定商品の広告・宣伝に当たっては可能な範囲でバイオマスマークの趣旨等を紹介し、バイオマスの有効利用に係る消費者の理解を得るように努めてください。
- 4 バイオマスマーク認定商品あるいはパンフレット等にバイオマスマークを使用するときは、事前に原稿を事務局に提示して了解を得てください。
- 5 バイオマスマークの使用期間は、バイオマスマーク使用契約（以下、「契約」といいます。）の締結日から起算して2年間または契約に定めた期間とします。なお、バイオマスマークを使用した商品の市場への流通は、契約締結日以降

とします。

- 6 商品サイクルの短いバイオマスマーク認定商品等で、使用期間を1年に希望する申請者は、あらかじめ様式1に記入の上、申請してください。
- 7 バイオマスマークの普及啓発（紹介、周知、広報、環境教育等）のために広報用バイオマスマークを使用したい場合は、様式11を提出し、事務局より供与を受けてください。

第9 バイオマス度の表示

- 1 使用契約者は、別添2「バイオマスマーク使用の手引」の第4に従ってバイオマスマーク認定商品に、認定番号とバイオマスマークを表示することができます。
- 2 使用契約を結んでいるバイオマスマーク認定商品を併用して商品を構成する場合のバイオマスマークの表示方法については、別添3「バイオマスマーク認定商品の併用に係る手引」によります。
- 3 バイオマスマーク認定商品のバイオマス度は、認定されたバイオマス度を基に、別添2「バイオマスマーク使用の手引」の第4に従った数値を協会のホームページに公開します。

第10 バイオマスマークの使用期間の更新

- 1 バイオマスマークの使用期間（原則2年間）が満了となるバイオマスマーク認定商品の使用契約は、契約に別段の定めがない限り、自動的に更新することとします。
- 2 バイオマスマークの使用期間の更新を希望しない使用契約者は、その旨を様式7（終了届）によりバイオマスマーク使用契約期間満了日（以下、「契約期間満了日」という。）までに事務局に届けてください。
- 3 様式7の提出は契約期間満了日の3ヶ月前から行うことができます。
- 4 バイオマスマーク使用期間が自動的に更新となる使用契約者には、契約期間満了日の3か月前を目途に事務局より第16に定めるバイオマスマーク使用更新料と新たな期間（原則2年間）のバイオマスマーク使用料の請求書を送付しますので、契約期間満了日までに納付してください。

なお、同期日までに特別な事由なく納付がない場合、事務局は、バイオマスマーク使用期間の更新をしない旨の通知がされたものとみなすことができ、この場合、事務局は使用契約者に対し、契約終了通知を送付します。

第1-1 バイオマスマーク認定商品に係る認定事項の変更

認定事業者は、申請商品の認定後、申請書類の内容について変更が生じた場合は、その内容を様式4、様式2及び様式3並びに必要に応じて説明に必要な書類を事務局に書面にて報告し、専門的知見が必要で審査を要する変更申請の場合は、事務局より承認を受けることとします。

上記の申請と併せ、第1-6に定めるバイオマスマーク変更審査料を納付してください。

第1-2 使用契約者及び担当者等の変更

認定事業者の担当者や連絡先等の変更が生じた場合は様式5を、合併、会社分割又は商号変更等により、使用契約者の名称等に変更が生じた場合は様式6を事務局に提出してください。

第1-3 契約の解約

使用契約者は、バイオマスマーク使用期間中に解約を希望する場合は、様式8により事務局に申し出ることができます。その場合、納付された諸費用は返却しません。

第1-4 認定の取り消し

バイオマスマーク認定商品について、次の1～5に記載する事項が判明した場合には、認定を取り消すことがあります。その場合、納付された諸費用は返却しません。

- 1 認定事業者が申請書類に虚偽の記載をした場合
- 2 関係法令等に違反があった場合
- 3 認定通知を受け取ってから正当な理由なく、1ヶ月以内に契約を締結しなかった場合
- 4 契約に定める認定取消事由が生じた場合
- 5 その他、事業の適正な運営に支障があると判断した場合

第1-5 バイオマスマーク使用契約書と細則の適用関係

細則とバイオマスマーク使用契約書が矛盾する場合または細則に規定のない事項に関しては、バイオマスマーク使用契約書が優先して適用されます。

第16 費用等について

1 諸費用

事業に係る諸費用は以下のとおりとします。なお、消費税率は、手続き時点の率を適用します

(1) バイオマスマーク認定申請に係る費用 (第4 参照)

名 称	料金 (消費税10%込み)
バイオマスマーク認定審査料	22,000円/件

(2) 変更申請に係る費用 (第11 参照)

名 称	料金 (消費税10%込み)
バイオマスマーク変更審査料	11,000円/件

(3) バイオマスマーク使用契約に係る費用 (第7、第10 参照)

名 称	料金 (2年分。消費税10%込み)
バイオマスマーク使用料	132,000円/件

(注1) 契約期間が1年間の場合は上記金額の1/2とします。

(注2) 1つの認定事業者が使用契約を結んだバイオマスマーク認定商品数が10件を超える場合、超過件数に係るバイオマスマーク使用料は上記金額の1/2とします。

(4) バイオマスマーク使用契約の更新に係る費用 (第10 参照)

名 称	料金 (2年分。消費税10%込み)
バイオマスマーク使用更新料	5,500円/件

2 振込先

前項に定める諸費用の振込先は次のとおりです。

口座名義	一般社団法人日本有機資源協会バイオマスマーク事業
銀行名	三井住友銀行 日本橋東支店
普通預金	口座番号 7548385

(注) 振込手数料は申請者負担とします。

申請書類

- 様式 1 バイオマスマーク認定申請書
- 様式 2 バイオマスマーク認定申請商品原料構成表
- 様式 3 バイオマス度計算書
- 様式 4 バイオマスマーク認定商品変更申請書
- 様式 5 バイオマスマーク認定事業者変更届
- 様式 6 バイオマスマーク使用契約者変更届
- 様式 7 バイオマスマーク使用契約の終了届
- 様式 8 バイオマスマーク使用契約の解約届
- 様式 9 バイオマスマーク認定商品併用の認定申請書
(バイオマスマーク使用契約者)
- 様式 10 バイオマスマーク認定商品併用の認定申請書
(バイオマスマーク認定商品利用者)
- 様式 11 広報用バイオマスマーク使用願

別添書類

- 別添 1 バイオマスマーク認定申請書類作成にあたっての留意事項
- 別添 2 バイオマスマーク使用の手引
- 別添 3 バイオマスマーク認定商品の併用に係る手引